

◇参考文献の該当箇所

文献名	発表時期	該当箇所	表記
「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	平成19年12月	1. (2)、3. (2)、4.	◇
子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議基本戦略分科会における議論の整理	平成19年11月	2. (2)	◇
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章	平成19年12月	1. (1)、2. (1)	◆
仕事と生活の調和推進のための行動指針	平成19年12月	3. (1)	◆

1. 新たな対策の方向性

「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として、新たな対策が求められている。

(1) 仕事と生活の調和の実現

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」に向けて、次の3つの社会の実現を目指す。

- * 就労による経済的自立が可能な社会
- * 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- * 多様な働き方・生き方が選択できる社会

◆関係者が果たすべき役割

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本であるが、我が国の社会を持続可能で確かなものとするに関わるものであることから、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行う。

(企業と働く者)

- ・ 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

- ・ 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。